

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報



沖縄の本土復帰の1972年に設立した沖縄国際大学は、沖縄の伝統文化と自然を大切に、地域の自立と国際社会の発展に寄与できる人材の育成に取り組んできました。これからもアジアの十字路に位置する沖縄の特性を活かし、世界の架け橋となる人材を育てていきます。

写真提供：学校法人 沖縄国際大学（沖縄県宜野湾市）

CONTENTS

- 平成26年度 学術研究振興資金贈呈式…………… 2
- 平成27年度 学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる研究計画の公募…………… 4
- 私学事業団の刊行物案内…………… 5
- シリーズ学校訪問記～未来に向かって～ 第2回 「国際教養」の具現化に向けて…………… 6
- 基礎年金番号による私学共済制度加入記録の確認…………… 8
- 平成26年度 特定健康診査等の確実な実施に向けて…………… 9
- 職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で受診するには…………… 10
- 接骨院・整骨院の施術を受けるとき／私学共済ホームページ事務担当者コーナーをご利用ください…………… 11
- 共済業務の相談は相談室・各ガーデンパレス共済業務課をご利用ください…………… 12
- 加入者貸付制度のご案内…………… 13
- I N F O R M A T I O N…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成26年度 学術研究振興資金贈呈式

—学術研究振興資金52件、若手研究者奨励金41件に交付—

風にそよぐ青葉が美しい5月16日（金）、平成26年度学術研究振興資金贈呈式を、文京区湯島の「東京ガーデンパレス」で開催しました。

文部科学省や経済団体などから26名の来賓、関係者をお招きし、「学術研究振興資金」に選ばれた研究代表者52名の中から「人文・社会科学系」13名、「理工系、農学系」10名、「生物学系、医学系」10名、さらに「若手研究者奨励金」に選ばれた41名の中から34名、計67名の研究者の方々に出席いただきました。



学術研究振興資金贈呈式の会場風景

贈呈式では、河田悌一理事長が、明石勝也氏（学校法人聖マリアンナ医科大学理事長）、松谷亮氏（日本経済団体連合会総務本部主幹）、福島晃氏（日本工業倶楽部常任理事）ら来賓各位への感謝——今回で39回目となる学術研究振興資金の原資である学術研究振興基金（現在、54億361万円）への、日本経済団体連合会、日本工業倶楽部等の経済界や個人からのこれまでの寄付に対する御礼を申し上げました。そして、この基金の運用益から、本年度は1億1890万円の資金が、採択された93件の研究に対して交付される旨を説明しました（下表参照）。

学術研究振興資金を授与された研究者に対しては、二つの心構えを説きました。①日本の研究は、ある種、反省の時期にきている。学問及び学者にとって必要なものは何か、もう一度初心にかえり、責任感をもってきちんと研究に当たってほしい。②今回の資金の受領を機に感謝の気持ちをもって次世代に寄与する研究をしてほしい。そして、当資金が人々の熱い思いのこもった寄付金で成り立っていることを真摯に受けとめ、研究成果をぜひ社会に役立ててほしいと激励しました。

次に、来賓を代表して文部科学省高

学術研究振興資金 分野別交付状況

（単位：千円）

分野	平成26年度		昭和51年度からの累計	
	件数	交付額	件数	交付額
医学	16	47,600	789	2,813,780
環境科学	1	2,000	74	216,240
理学	8	19,200	258	892,510
工学	3	5,100	430	1,623,360
農学	5	8,200	116	286,500
文学	11	10,000	570	716,160
法学	0	0	64	104,320
経済学	3	2,200	189	236,580
家政学	2	3,500	94	214,260
体育学	0	0	13	26,800
教育学	3	2,200	173	185,270
小計	52	100,000	2,770	7,315,780
若手研究者奨励金	41	18,900	185	82,100
合計	93	118,900	2,955	7,397,880

注：「若手研究者奨励金」は平成20年度からの交付である。

等教育局私学部長の常盤豊氏から、次のようなご祝辞をいただきました。

「我が国は、少子高齢化の進展、経済、雇用状況の低迷に加え、大震災からの復興、エネルギー問題への対応など、様々な難しい課題に直面している。教育及び学術研究は、まさにこれからの日本の未来を拓いていく礎である。特にグローバル化やイノベーション、地域再生の貢献など、大学の果たす機能に対する期待や要望は、これまでに以上に高まっている。日本の高等教育の約8割を担い、独自の建学の精神に基づき、個性豊かな教育研究活動を展開する私立大学等の役割は、非常に重要な位置付けにある。

行政としても私学振興のため、公的な支援の充実に積極的に取り組んで参りたいと考えている。

昨今は公的支援に加え、民間からのご支援が重要性を増している。とりわけ当資金は、民間からのご支援を代表する制度として高く評価されている。

研究者の皆様におかれては、本日の受賞を契機に、この研究資金を有効に活用し、さらなる研究成果を目指し、ますます活躍されることを心から期待して、この基金の一層の発展と私立大学における学術研究の進展に貢献していただくことを祈念する。」

次に、学術研究振興資金審査専門委員を務めている、神奈川工科大学工学部の高村岳樹教授から、かつて当該資金を受領した経験者として、今回交付を受ける私学の研究者、特に若手研究者に対して、次のようなアドバイスをいただきました。

「私の研究室では環境というキーワードで幅広い研究を展開している。当初は設備や資金が十分ではなかったが、努力の結果、徐々に成果が出るようになり、また本資金に採択され、多くのデータを得られたことに感謝している。私学の研究者は、研究以外にも学生への対応など多くの業務がある中で、計画的に効率よく実験・研究を行うことが必要となる。限られた時間の中でも、時々振り返って、研究の全体像や目的を意識し、今行っていることの位置付けを確認する機会を設けてほしい。」

また、審査員の立場からいうと、評価の高い申請書は、研究の全体像が見渡されており、加えて社会貢献性も明確になっている。また、申請書を作成する際には、平易な言葉を用い、論理的な記載を心掛けるとともに、読み手を意識することも必要だと考える。

研究を行ううえで、研究費を適切に管理運営することも、計画的な研究の一環として重要である。受賞者の皆様には、これらのことを踏まえ、自身の研究をしっかりとして遂行してほしい。」

「25年10月までに応募があったのは、計166校（大学160校、短期大学5校、高等専門学校1校）であった。この資金に応募できるのは、1学校につき1件であるため、各学校とも学内選考を経たうえで申請された、いずれも優れた研究課題であった。提出された研究計画を、「人文・社会科学系」「理工系、農学系」「生物学系、医学系」の3分野に区分し、各分野6名の選考委員が、①研究目的、②研究計画、③研究の獨創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性について書類審査を実施。可能な限り多くの研究課題を採択して学術研究の活性化を支援するという本資金の趣旨のもと、学術研究振興資金選考委員会で審議を行った。この結果、「人文・社会科学系」17件、「理工系、農学系」17件、「生物学系、医学系」18件の計52件の研究が採択された。」

学術研究振興資金

若手研究者奨励金

「若手研究者奨励金は、20年度から「人文・社会科学系」「理工系、農学系」「生物学系、医学系」の3分野の研究をそれぞれ2年ごとに対象を限定して公募してきた。26年度は、そのすべてを対象にしたところ、108校からの応募があり、学術研究振興資金とは別に各分野5名の審査専門委員が書

類審査を行った。将来を嘱望される若手研究者の研究ということで、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の獨創性、④研究の発展性について審査を行った結果、最終的に学術研究振興資金選考委員会の合議による審議を経て、44件の研究が採択され、採択後3件の交付辞退があった。」

以上の報告の後、河田理事長が研究者に資金贈呈書を授与しました。



河田理事長から贈呈書を授与される聖マリアンナ医科大学黒川准教授

最後に、資金を贈呈された計93件の研究者を代表して、聖マリアンナ医科大学の黒川真奈絵准教授が、「現在は、大震災からの復興、経済の再生、教育の向上、情報化・高齢化への対応など多くの課題に直面している。私学においても、時代の要請に応えるための改革が進められており、社会のニーズに合致する学術研究が求められている。」

今回の交付対象となる研究課題は、そのいずれもが獨自性、獨創性があり、新しい時代の要請に応えることができると確信している。

現下の厳しい経済情勢の中でこの援助を賜うことに對し、私たち研究者はその責任の重さを強く感じている。この資金を支える多くの方々の思いを胸に刻み、ぜひ研究を遂行し、時代に求められている課題の一つとして克服できよう努力したい。

最後に、学術研究振興基金へご寄付をいただいた経済団体や民間企業、篤志家の皆様など、関係各位に深く感謝を申し上げる。私どもの研究者の決意をここに報告し、お礼の言葉としたい。」と、謝辞を述べられました。

その後、会場を移し、黒川准教授の勤務校の明石勝也理事長の示唆に富んだスピーチと乾杯の発声の後、参加者全員で懇談の会を行いました。

※なお、交付された研究課題は、本事業団ホームページに掲載しています。

〔助成業務のご案内〕学術研究振興資金 ◆「学術研究振興資金 交付研究課題一覧」、又は、「学術研究振興資金(若手研究者奨励金) 交付研究課題一覧」

問い合わせ先 (私学振興事業本部) 助成部 寄付金課

☎ 03(32330)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

**平成27年度
学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる
研究計画の公募**

私学事業団では、広く一般から寄付金を募り、「学術研究振興基金」を設けて、その運用益を「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」として、

大学・短期大学・高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）の優れた研究に交付しています。

平成27年度の公募にかかる概要は、次のとおりです。

学術研究振興資金

1 対象研究

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学の研究、(2)自然科学の研究で、次の①②の両方を満たす研究です。

- ①私立大学等（研究所の研究を含みます）に所属する研究者（教職員）が2人以上で共同して行う研究であること。ただし、研究代表者は当該私立大学等の専任教職員であること。
- また、研究代表者以外にもう1名、私立大学等（他法人設置でも可）に所属する研究者（非常勤教職員でも可）がいること。

- ②27年4月1日現在で、1年以上の研究実績があること。

2 研究期間

27年4月1日から28年3月31日までの研究が対象です。

3 資金交付総額

総額9000万円を予定しています。交付額は、研究にかかる対象経費（資金交付希望額＋学校法人の負担額）の2分の1以内とし、自然科学系の研究

4 継続交付

当該研究の進捗状況に応じて継続して3年間応募し、資金交付を受けることができりますが、選考は毎年改めて行います。

5 応募

私立大学等1校について、「新規」「継続」を問わず1件の応募となります。

は750万円、その他の研究は400万円が上限です。また、学校法人の負担額は、資金交付希望額と同額以上が必要です。

6 研究計画書の提出期限

26年10月24日（金）

若手研究者奨励金

1 対象分野

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学の研究、(2)自然科学の研究です。

学校法人を通して応募してください。応募の際は、学校法人の理事長及び学（校）長連名の「推薦書」が必要です。

(参考) 学術研究振興資金 採択状況

区分	応募件数		採択件数		採択率		
	26年度件	25年度件	26年度件	25年度件	26年度	25年度	
新規・継続別	新規	124	141	28	36	22.6%	25.5%
	継続2年目	26	37	13	19	50.0%	51.4%
	継続3年目	16	14	11	11	68.8%	78.6%
学校種別	大学	160	181	51	63	31.9%	34.8%
	短期大学(高等専門学校含む)	6	11	1	3	16.7%	27.3%
研究区分別※	人文・社会科学系	52	59	17	22	32.7%	37.3%
	理工系、農学系	53	66	17	23	32.1%	34.8%
	生物学系、医学系	61	67	18	21	29.5%	31.3%
学術研究振興資金 合計		166	192	52	66	31.3%	34.4%

※ 複合領域に属する研究については、3部門のいずれかに含まれている。

(参考) 学術研究振興資金(若手研究者奨励金) 採択状況

区分	応募件数		採択件数		採択率		
	26年度件	25年度件	26年度件	25年度件	26年度	25年度	
学校種別	大学	101	72	44	30	43.6%	41.7%
	短期大学(高等専門学校含む)	7	5	0	0	0.0%	0.0%
研究区分別※	人文・社会科学系	25	-	10	-	40.0%	-
	理工系、農学系	33	-	12	-	36.4%	-
	生物学系、医学系	50	77	22	30	44.0%	39.0%
若手研究者奨励金 合計		108	77	44	30	40.7%	39.0%

※1. 複合領域に属する研究については、3部門のいずれかに含まれている。
 ※2. 平成25年度若手研究者奨励金の対象研究分野は、自然科学の研究分野のうち生物学系、医学系及び生物学系・医学系の複合分野であった。

2 対象者等

私立大学等に所属する、27年4月1日現在39歳以下で、26年10月1日現在、助教又はポスト・ドクターである者が1人で行う研究です。

ただし、26年10月1日現在、科学研究費補助金に、新規・継続にかかわらず採択されていない者及び日本学術振興会特別研究員ではない者です。

3 研究期間

27年4月1日から28年3月31日までに行う研究が対象です。

4 奨励金額

総額2000万円を予定しています。1人当たりの交付額は、(1)人文・社会科学の研究は一律30万円、(2)自然科学の研究は一律50万円の予定です(学校法人負担額は不要です)。

5 応募

1学校1名の応募とします。研究者個人ではなく、学校法人を通して応募してください。

なお、応募の際には、所属私立大学等の学長又は学部長(短期大学・高等専門学校にあっては学部長)の「推薦書」が必要です。

6 研究計画書の提出期限

26年10月6日(月)

共通事項

選考結果及び交付時期

選考結果は、27年3月上旬に当該学校法人に通知します。

また、資金の交付は、27年5月下旬を予定しています。

ご注意ください

*応募にかかる研究計画書の提出期限が「学術研究振興資金」と「若手研究者奨励金」で異なります。
*応募に際しては、必ず当該年度の公募様式等をダウンロードしてご使用ください。

※「研究計画の公募通知」は、26年8月上旬に、該当する法人宛てに郵送いたします。

詳細は、私学事業団ホームページをご覧のうえ、公募様式等をダウンロードしてご使用ください。

(▼)助成業務のご案内 (▼)学術研究振興資金 (▼)「平成27年度学術研究振興資金公募様式等」及び「平成27年学術研究振興資金(若手研究者奨励金)公募様式等」

問い合わせ先(私学振興事業本部)

助成部 寄付金課

☎03(32330)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

私学事業団の刊行物案内

『今日(こんにち)の私学財政』

- ▶ 『平成25年度版 大学・短期大学編』 冊子+CD-ROM版
平成25年12月刊行 A4判280頁 5,400円(税込み)
※送料別途
- ▶ 『平成25年度版 高等学校・中学校・小学校編』 CD-ROM版
平成25年12月刊行 2,366円(税込み) ※送料別途
- ▶ 『平成24年度版 幼稚園・特別支援学校編』
平成25年7月刊行 A4判163頁 2,057円(税込み)
※送料別途
- ▶ 『平成24年度版 専修学校・各種学校編』
平成25年7月刊行 A4判186頁 2,057円(税込み)
※送料別途

『補助金事務必携』

—私立大学等経常費補助金の仕組みと事務の詳細—

- ▶ 平成25年3月刊行 A4判223頁 3,960円(税込み)
※送料別途



購入に関するお問い合わせ

特定非営利活動法人 学校経理研究会 事務局
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-6-1-203
TEL: 03(3239)7903 FAX: 03(3239)7904
Eメール: gaku@keiriken.net

内容に関するお問い合わせ

私学経営情報センター 私学情報室
TEL: 03(3230)7846・7847
Eメール: center@shigaku.go.jp
助成部 補助金課
TEL: 03(3230)7296・7297
Eメール: hojokin@shigaku.go.jp

学校訪問記〜未来に向かって〜 第2回

「国際教養」の具現化に向けて

公立大学法人 国際教養大学

国際教養大学は、平成16年4月に全国で初めてとなる公立大学法人として開学しました。秋田県秋田市郊外に位置するキャンパスでは、1学部（国際教養学部（収容定員764名））2課程（グローバル・ビジネス課程、グローバル・スタディズ課程）と専門職大学院の学生が学修しています。交換留学生などを含め、約5人に1人は外国人であり、世界各国・全国各地から集まる学生たちにより異文化空間が創造されています。

「国際教養」を養成するカリキュラム編成となっています。

外国人の卓越したコミュニケーション能力と豊かな教養、グローバルな視野を伴った専門知識を身に付け、実践力のある人材を養成するため、国際教養大学は、特色ある様々な取り組みに挑戦しています。

新生入生は、入学後に実施される学術的な英語力測定試験の結果、能力別の少人数に編成された3つのクラスに分かれ「英語集中プログラム（EAP）」を必ず履修します。このプログラムでは、学生が主体的に授業に参加し、プレゼンテーションを通して理解を深め、徹底した学修時間を確保することにより、幅広い教養やコミュニケーション能力を身に付け、グローバル社会で活躍するための土台となる実践的英語能力基盤を形成しています。

開学から10周年を迎える節目の年。その様々な取り組みについて、教職員の皆様からお話を伺いました。

また、学生一人ひとりに専任教員のアドバイザーを割り当て、履修計画・留学先のアドバイス・単位修得状況の確認等、学業に対する様々な問題に対して相談できる体制（アカデミック・アドバイジング・システム）を構築しています。履修計画に際しては、アドバイザーは担当学生全員と面談を行い、学生は、アドバイザーから無理のない履修であると判断された後、授業科目の履修登録が可能となる仕組みとしています。これにより、学生自身の授業に対する理解度や、学業に関する

教学支援体制について

初年次教育と学修支援体制について、お聞かせくださいー

すべての授業が英語で実施されている本学の初年次教育は、「英語で学ぶ

ための英語力」を養成するカリキュラム編成となっています。

悩み等をアドバイザーが把握し、成績不良者に対する早期対応や学力水準の底上げが可能となり、その結果が、中途退学の防止要因のひとつとなっているのではないかと考えます。



国際教養大学の解放感あふれるキャンパス

さらに、学内施設である学修達成センター（AAC）では、ピア・チューターによる学びの促進を図っています。ピア・チューターは、1年間の留学を終えた学生、もしくは大学院生の中から適性の高い者を選抜し、教授法のトレーニングを経て配置されています。ピア・チューターによる指導は、受ける学生にとっては弱点を克服するリメディアル教育となり、チューターにとつては、指導体験を経てさらなる能力向上を図る相乗効果を生んでいることから、学生の満足度も大変高い取り組みです。

学生寮について

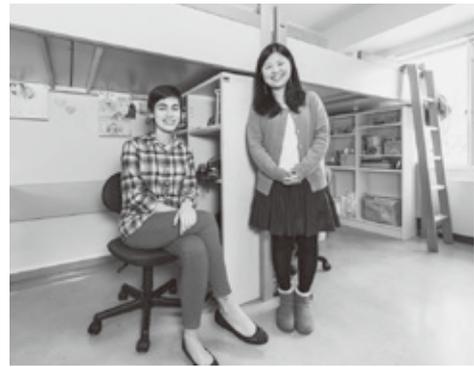
異文化交流を深める学生寮について、お聞かせくださいー



学修達成センターでは、ピア・チューターによる学びを促進している。

新生入生には1年間の寮生活を義務付けています。この寮では、グローバルな人材を育成することを目的とし、留学生と日本人学生を混住させ、共同生活による体験を通して、異文化交流及び相互理解を深めていくようにしています。部屋割りは、日本人学生と留学生、あるいは日本人学生同士のリームシェアを基本としており、日本人学生についても、入試選抜方法や出身地等が重ならないよう調整し、多文化共生の環境となるよう配慮しています。また、部屋を共同利用するにあたり、起床や就寝の時間等の生活習慣、部屋の掃除のシフト、訪問者の来訪時間の制限など、寮生活にかかる決まり事（ルームコントラクト）をルームメイト同士

で作成させ、それに基づき共同生活をスタートさせています。



学生寮では世界各国からの留学生と共同生活を送り、異文化交流の中で問題解決能力を身に付ける。

学生たちはこの寮生活を通して、様々な問題に直面しながら、問題解決能力を身に付けていきます。問題解決のためには、お互いがコミュニケーションをとり、妥協点を見つけ、自分たちの生活のルールを作ることが重要です。この能力は、世界を舞台に活躍する人材となるために、必要不可欠な資質と本学では考えています。また、2年次以降は、キャンパス内にある別の学生宿舎で生活することも可能で、学内で継続的に過ごす環境を整備しています。

図書館について

—24時間365日、眠らない図書館についてお聞かせください—

本学の講義では、毎日多くの課題が出されます。そのため、24時間365

助成業務

日学生に開放しています。いつでも自由に利用できる学習環境を提供するとともに、25年6月には国連寄託図書館にも認定され、6割を超える洋書を中心とした約7万冊の蔵書に加え、データベースを増やすことで、学習ニーズに応えています。

在学生の約2〜3割は、毎晩深夜まで図書館で学習しています。この図書館内においては、自分以外にも多数の学生が学んでいるため、その姿に触発され、「自分もがんばろう」と相乗効果が生まれ、さらに学習効果が向上しているようです。

また、特徴的な内観は、「本のコロセウム」をテーマに秋田杉を使用しており、学生が集いやすい温かみのある空間となっています。



24時間365日、眠ることなく学生たちを受け入れている図書館

留学制度について

—世界を舞台に活躍する人材を養成す

るための仕組みを教えてください—

本学では、すべての学生に1年間の留学を義務付けています。開学当時2校だった提携大学は、積極的な開拓により44か国の地域に158大学まで広がりました。安全面はもちろん、開講科目や英語での授業の提供など、本学の希望する基準を満たす提携大学と交換留学を実施しています。

また、国際センターでは、留学前から帰国まで、様々なサポートを行っています。留学前は、自己管理システムで準備の進捗状況を把握し、計画的に留学準備を進めるよう指導しており、留学中、留学準備中の学生には、小さな町で起こった事件から国レベルの紛争まで、世界のニュースをメールで配信しています。さらに、留学中の学生に対しては、日頃から提携大学と密に連絡を取り、学生の小さな変化を把握することで、問題の早期発見・解決に努めています。

なお、留学要件(TOEFL550、GPA2.50以上)を満たさない学生に対しては、ピア・チューターによる個別指導、履修科目やGPAの具体的な指導を通して、要件をクリアできるように支援します。留学先での履修科目は、卒業までの履修計画を見据え、出発前に専任教員のアドバイザーと相談のうえ決定し、また、留学中の学習面での相談にも対応しています。

本学では、グローバル化の時代には、

お互いの価値観を認め合い、自ら諸問題を解決する力が重要であると考えています。1年間の留学を通して、世界を舞台に活躍する人材に不可欠な資質である「多様な価値観」と「人間的な成長」を育むことを目標としています。

取材を終えて

現在、大学を取り巻く環境は、少子高齢化、グローバル化、地域間格差などにより急速に変容しています。その中で各大学等は、予測困難な時代を生き抜く力を備えた学生を養成するため、教育の質の保証、質的転換が必要な状況となっています。

今回、取材に当たっていた国際教養大学では、グローバル人材の養成を推進しており、進展するグローバル化時代の未来を担うリーダーを養成するため、教育力と学修支援体制の強化を図っていました。

学生たちは、この充実した環境の下、学生生活を通して、外国語を話せる人材となることはもちろん、積極性、実践力などを身に付け、多様な価値観を互いに認め合う中で、日本人としての自己認識、文化や伝統をあらためて学び感じ成長しているようです。まさにこの成長過程こそが、教育理念である「国際教養」を具現化し、世界で活躍する人材を輩出する大学として注目される要因ではないかと感じました。

(取材) 私学経営情報センター

基礎年金番号による

私学共済制度加入記録の確認

業務部 資格課

【基礎年金番号による同一人判定】

私学共済制度では、「資格取得報告書」に記入していただいた基礎年金番号を基に、日本年金機構と加入者情報との交換により、加入記録の管理を行っています。

過去に私学共済制度に加入した経歴があるにもかかわらず、資格取得時に新規取得として報告された場合、私学共済制度の加入記録上は、別人扱いとして記録されます。しかし、日本年金機構では私学事業団から提供される基礎年金番号により、同一人の国民年金第2号被保険者として記録され、本事業団と日本年金機構の間で加入記録上の差異が発生します。

これまでは、基礎年金番号から同一人であることが確認できたときは、加入経歴報告書等による手続きをお願いしていました。

平成26年8月からは、新規資格取得として報告された加入者で、本事業団が保有する加入記録と資格取得時に報告された基礎年金番号及び3情報（氏名・生年月日・性別）を突合し、過去の私学共済制度の加入記録と同一人と判定できる場合は、新規資格取得を継

続資格取得や再資格取得に読み替えて処理し、加入者証等を交付します。

また、新規資格取得の手続き完了後に、前任校での資格喪失が確認され、継続資格取得であることが判明したときは、加入記録を継続資格取得に読み替えて確認通知書等を交付します。

なお、継続資格取得や再資格取得への読み替えを行った加入者については、記録統合を行った旨をお知らせする「記録統合のお知らせ」を送付します。

【報告内容の確認を】

資格取得報告書において、基礎年金番号等に誤りがあった場合や、過去の記録内容と相違がある場合には、同一人判定ができず、別人扱いとなる可能性があります。

資格取得報告書を記入する際は、報告内容に誤りがないようご注意ください。加入者番号等を確認し、正しい取得区分で報告してください。また、基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳の写し等）の添付に、引き続きご協力をお願いいたします。

加入記録確認のイメージ

資格取得報告書 (新規)

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 基礎年金番号



基礎年金番号等により、過去の加入記録と同一人と判定できたとき

前任校で資格喪失報告書が提出済みの場合

継続（又は再）資格取得として、加入者証等を交付します。

前任校で資格喪失報告書の提出が確認できない場合

先に新規資格取得として加入者証等を交付しますが、前任校の資格喪失の手続きが完了次第、訂正継続（又は再）資格取得として、確認通知書等を交付します。

※資格取得報告書において基礎年金番号を含む加入者情報が正しく記入されていない場合は、同一人と判定されません。

平成26年度 特定健康診査等の確実な実施に向けて

— 学校法人等のご協力をお願いします —

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査・特定保健指導の実施については、6月下旬に学校法人等へご案内をしています。

加入者の特定健康診査は、学校法人等で行う定期健康診査を活用しますので、学校法人等からの健康診査データの提出が必要となります。今年度も更なるご協力をお願いします。

特定健康診査

健康診査データの作成・提出

加入者の健康診査データについては、6月下旬に対象校へ送付したガイドブックに従い、作成し提出してください。

提出時の必須項目の確認

健康診査データに不備・不足があると保健指導の判定処理ができません。健康診査結果データを提出する際には、下表の必須項目に漏れがないようご確認ください。

例年特に不備が目立つ項目は次の※①～※③のとおりです。

必須項目	
健康診査年月日 (※①)	
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
血圧	最高血圧・最低血圧
血中脂質	HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪(TG)
肝機能	GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)
血糖	空腹時血糖値又はHbA1c(NGSP相当値) (※③)
尿検査	尿糖・尿蛋白
既往歴・自覚症状・他覚症状	
質問票 (※②)	「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪含みます)」それぞれを下げる薬の使用の有無
	喫煙の有無

※①健康診査年月日

特定健康診査に替えることができる定期健康診査結果は当該年度中に実施した健康診査に限ります。健康診査日が26年度中(26年4月1日～27年3月31日)で

あるかを確認のうえ提出してください。

※②質問票

特定健康診査では、健康診査結果のほか「質問(問診)項目として「血圧」「血糖」「コレステロール(中性脂肪含みます)」をそれぞれ下げる薬の使用の有無・喫煙の有無の回答が必須となります。

学校法人等で行う定期健康診査を健康診査機関へ委託する際には、可能な限り問診項目に前述した薬の使用の有無・喫煙の有無を含めた健康診査結果を作成し提出してください。

※③空腹時血糖値又はHbA1c(NGSP相当値)

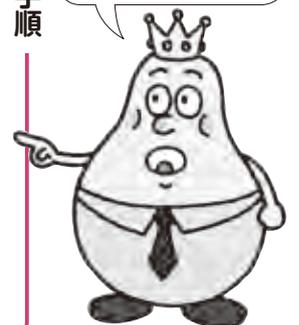
特定健康診査では、空腹時血糖の値を必須項目としていますが、随時血糖の値で提出される学校法人等が多く見受けられます。血糖値の測定に際しては、定期健康診査を実施する健康診査機関に確認し、空腹時血糖の測定が難しい場合はHbA1c(NGSP相当値)を必ず記入してください。

健康診査データチェック機能の活用

私学共済ホームページに掲載している「健康診査データチェック機能」を使用することにより、不備のない健康診査結果データ(Excel・XML・CSV)の作成ができます。ぜひご活用ください。

「健康診査結果Excelデータ作成・チェック機能」をご活用ください

操作手順



メタボキング

- ① 私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」▼特定健康診査・特定保健指導」から「健康診査結果データチェック機能」を選択し「健康診査結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードしてください。
- ② 「健康診査結果・質問票項目」シートに対象者の健康診査結果を入力してください。
- ③ 健康診査結果入力後「メニュー」シートの健康診査結果データ実行ボタンを押し、入力した健康診査結果データのチェックを実行してください。
- ④ 入力した健康診査結果データに不備がある場合、エラー表示が出ます。「エラーログ」シートからエラー内容を確認して、エラー箇所を修正した後、再度③の要領で、データチェックを実行してください。
- ⑤ 入力した健康診査結果に不備がなければ「メニュー」シートの提出データ等出力ボタンを押し、FD・CD・Rなどの磁気媒体に健康診査結果データを保存してください。
- ⑥ 保存されたファイル名は変更せず、そのまま提出してください。

職務上・通勤途上の傷病や

交通事故等で受診するには

業務部 短期給付課

職務上・通勤途上の傷病や交通事故等で他人からケガをさせられた場合、通常の傷病の場合と同じように病院で加入者証や加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）を使用してしまふ事例が多く見受けられます。加入者証等が使用できない場合や使用するにあたり届け出が必要な場合があります。

加入者証等が使用できない場合

仕事中にケガをしたり、通勤途上で事故にあったときは労働者災害補償保険（労災保険）の適用になり、医療機関の治療を受ける際には、加入者証等を使用することができません。

被扶養者がアルバイト先などでケガをした場合も同様です。このような場合は医療機関の窓口で職務上又は通勤途上に負った傷病であることを伝えて受診してください。さらに、勤務先を通して所轄の労働基準監督署に届け出を行ってください。

また、通勤途上の自動車等の事故の場合、労災保険の給付と自賠責保険等による保険金支払いのどちらかを受けることができます。

詳しくは、労働基準監督署に相談してください。

● 労災保険の給付とは

労災保険の適用になると、原則として治療に必要な費用の全額が給付されます。労災保険に該当するにもかかわらず、誤って加入者証等を使用してしまうと自己負担が発生するため、加入者等にとって不利益になります。

また、休業補償・後遺障害の補償・死亡の補償などについても労災保険の方が給付の種類も多く手厚い内容となっております。加入者等にとって有利です。

労災保険に該当するかどうかかわからない場合には、労働基準監督署に照会してください。

誤って加入者証等を使用したときは、遡って私学事業団に診療費を返還するなどの手続きが必要になりますので、必ずご連絡ください。

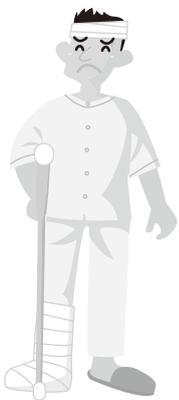
本事業団に届け出が必要な場合

交通事故等第三者加害行為によるケガで受診した際には加入者証等を使用できませんが、届け出をしていただく必要がありますので、速やかに短期給付課調整係まで連絡してください。

交通事故等で他人からケガをさせられた場合の治療費は、本来加害者が負担するものであり、加入者証等を使用したことで本事業団が負担した費用については、本事業団から加害者（加害者の加入している自賠責保険など）に請求します。そのため加入者等には、本事業団が加害者に対して損害賠償請求を行うために必要な書類を提出していただくこととなります。

● 加入者側の過失が大きく相手に賠償請求ができないと考えられる場合

このようなときも届け出は必要です。賠償請求できるかどうかは、本事業団で判断します。



● 警察への届け出は「人身事故」扱いで
保険診療を受けるためには、必ず警察へ事故の届け出をしてください。
道路交通法による事故届には「人身事故」と「物件事故」がありますが、「物件事故」ではケガがなかったとみなされ、原則として自賠責保険の適用になりません。このため、ケガをしたときは必ず「人身事故」として届け出てください。

● 示談は慎重に
示談は私的な解決方法ですが、合意のもと成立すると、民法上の和解契約（第695条）として法的な拘束力を持ちます。安易に示談をして、本事業団の損害賠償請求権を消滅させてしまわないよう、示談書に本事業団が損害賠償請求権を代位取得している旨を明記するようにお願いします。

● このような事故も報告を

次の場合も第三者加害行為の扱いとなる場合がありますので、必ず報告してください。

- 加入者や被扶養者が同乗していた車の自損事故（家族が運転していた場合も同様）
- 駐停車中の車に対する追突事故
- 自転車同士や自転車と歩行者の事故
- スキー滑走中の衝突事故
- 他人の飼犬に咬まれた等のケガ
- けんかや暴行によるケガ

接骨院・整骨院の施術を受けるとき

業務部 短期給付課

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受けるとき、本来は施術費用の全額を支払い、療養費の請求をしなければなりません。多くの接骨院・整骨院では、医療機関と同様に加入者証を提示することにより保険適用となり、一部負担金相当の支払いで済みます。これを、療養費の受領委任払いといいます。受領委任払いにすると、柔道整復師は施術内容と費用を私学事業団に直接報告し、本事業団は療養費相当額を柔道整復師に支払います。

ただし、接骨院・整骨院では、加入者証が使える場合と使えない場合があります。加入者証が使えない施術を受けるときは全額自己負担になります。

■加入者証が使えるとき

加入者証を使って接骨院・整骨院の施術を受けることができるのは、急性又は亜急性の外傷による打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）に限られます。

骨折・脱臼の施術は、応急処置などやむを得ない場合に限り加入者証が使えます。

応急処置後の施術には医師の同意が必要で、医師の同意がない場合は、加入者証が使えません。

■加入者証が使えないとき（全額自己負担）

整形外科等で治療を受けながら同時

に接骨院・整骨院の施術を受けた場合、原則として接骨院・整骨院の施術分は療養費の適用になりません。次の場合も加入者証は使えません。

- ① 単なる肩こり・腰痛
- ② スポーツ等による筋肉疲労
- ③ 病気（神経痛・リウマチ等）からくる痛みやこり
- ④ 単なるマッサージ代わりの利用など症状改善がみられない長期の施術

■施術内容の照会

柔道整復師の施術のうち、保険扱いの療養費支給対象になるのは一部の施術のみです。本事業団では、施術内容が療養費の支給対象の範囲かどうかを確認するため、受診者に負傷の原因や施術内容等の照会を行っています。

照会状（個別に封入されています）を加入者の所属する学校法人等に送付しますので、該当の加入者に配付してください。

照会する内容

- ・ 施術した負傷の原因
- ・ 通院期間
- ・ 療養費の受領に関する委任の状況
- ・ 施術した部位 など

照会の回答方法

施術内容の照会を受け取った受診者、施術を受けたときのご自身の記憶・

記録や領収書（接骨院・整骨院での発行が義務付けられています）等をもとに回答してください。【**施術を受けた接骨院・整骨院に確認する必要があるありません。**】

記入した回答書は、同封されている返信用封筒で返信してください。

宛先は本事業団が委託している会社です（平成26年度はガリバー・インターナショナル株式会社）。

■よくある問い合わせ

- Q もうこの接骨院等で受診してはいけ
ないのでしょうか？
- A 照会は療養費支給の適正化を図るためであり、個々の接骨院での受診や柔道整復の施術を制限するものではありません。
- Q 施術費用の不正受給に関わっている
と疑われているのでしょうか？
- A あくまで柔道整復師の施術内容が療養費の支給対象範囲かを確認するのが目的です。加入者や被扶養者の不正受給を疑うものではありません。
- Q 受診してから時間が経っているた
め、正確に覚えていませんが、どうす
ればいいですか？
- A 回答は、記憶や領収書の残っている
範囲で結構です。柔道整復師などに確
認する必要はありません。
- Q 度々照会があり自分が疑われている
ようで迷惑です。また、煩雑なので回
答しなくてもいいですか？
- A 回答は任意ですが、保険給付の適正
化のためにご協力をお願いします。

私学共済ホームページ

事務担当者コーナーをご利用ください

広報相談センター 広報班

私学共済ホームページの事務担当者コーナーには、事務担当者の皆さんに役立つ様々な情報を掲載しています。

■事務担当者コーナー

- ・ 共済業務のお知らせ事項
- ・ 共済業務スケジュール（4か月分）
- ・ 届出書等の標準処理期間
- ・ 掛金早見表
- ・ 事務担当者ログインページ

他にも退職者向けリーフレットや新規加入者向けリーフレットなども掲載しています。

■事務担当者用ログインページ

- ・ 事務の手引
- ・ 私学共済ブック
- ・ 事務担当者連絡会テキスト
- ・ 共済事業の主な担当部署名と業務
- ・ 業務カレンダー（年間・月間）

このページは、事務担当者の皆さんの専用ページです。ログインの際に必要となるID・パスワードは加入者向広報誌「共済だよりレター」5・7月号の送付状に掲載しています。

業務カレンダーでは、共済業務に関わる年間・月間の主な事務の概要が確認できます。また、問い合わせの多い内容をQ&A形式で掲載しています。

いずれのページも、ぜひご覧いただき共済事務にご活用ください。

共済業務の相談は相談室・各ガーデンパレス 共済業務課をご利用ください

広報相談センター相談班

私学事業団では、事務担当者や加入者・年金者の皆様から年金や医療をはじめ共済業務に関する相談を受けています。

相談は直接来所していただくほか、電話又は文書でも受け付けていますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせの内容によっては、学校記号番号・加入者番号をお伺いすることがありますので、番号を確認のうえ、ご相談ください。

なお、番号が不明な場合は、学校名・氏名・生年月日・加入期間等から記録を確認します。このため回答までに、多少時間がかかることもありますので、ご了承ください。

相談体制

共済業務の相談は、共済事業本部の広報相談センター相談室、各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課で受け付けています。

相談受付日時

月曜日～金曜日

（祝日及び年末・年始を除きます）

午前9時～午後5時15分

電話による相談

休み明けや午前中は電話がかかりにくいことがありますので、比較的空いている午後にお問い合わせくださるよう、ご協力をお願いします。

文書による相談

ご相談に対して正確にお答えするため、相談内容ができるだけ詳しく記入してください。また、日中の連絡先電話番号を必ず記入してください。

年金の試算

50歳以上の人を対象に退職共済年金の試算（見込額）を受け付けています。試算を依頼される際には、加入者番号・氏名・生年月日等の確認が必要です。年金の試算に関する内容は個人情報ですので、代理人（事務担当者や家族）が依頼する場合には、本人の委任状が必要となります。

「年金見込み額算出依頼書」及び「委任状」の書式見本は私学共済ホームページ（年金のしくみ（長期給付）▼年金加入記録等の照会▼年金試算の申し込み）に掲載しています。

※年金請求方法について問い合わせされる際には、他の公的年金制度の加入履歴等を確認のうえ、ご相談ください。

私学共済ホームページ（年金のしくみ（長期給付））も併せてご利用ください。

様式用紙等の請求

○相談室及び各共済業務課には、下表のとおり様式用紙等の請求専用FAXを設置しています。請求の際には必要な用紙名と枚数（様式番号のみの記載不可）及び①学校記号番号②学校名③送付先住所④担当者名⑤電話番号を明記のうえ送信してください。

○様式用紙等は、私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）からダウンロードすることもできます。なお、一部の用紙はFAX対応となっておりませんので、FAX専用請求フォームである「様式用紙等請求フォーム」をダウンロードしていただき、請求専用FAX番号に送信してください。

【共済業務の相談窓口一覧】

相談窓口	電話番号	様式用紙等の請求専用FAX番号
広報相談センター相談室	03(3813)5321(代表)	03(3813)1081
共済業務課	札幌ガーデンパレス	011(222)6234(直通)
	仙台ガーデンパレス	022(299)6231(直通)
	名古屋ガーデンパレス	052(957)1388(直通)
	大阪ガーデンパレス	06(6393)9701(直通)
	広島ガーデンパレス	082(262)1134(直通)
	福岡ガーデンパレス	092(752)0651(直通)

加入者貸付制度のご案内

福祉部
貸付課

加入者の皆様が毎生活するうえで、臨時に資金を必要とするときなどにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類の貸付があります。

<p>一般</p> <p>車の購入など、臨時の資金に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶貸付金額 標準給与の月額6か月分まで (最高200万円) ▶生活資金、借入金の返済、事業性資金、資産運用資金などは対象となりません。 	<p>教育</p> <p>入学費用・授業料に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶貸付金額 標準給与の月額12か月分まで (最高500万円) ▶おおむね1学年以内に必要とする教育資金が対象となります。 	<p>結婚</p> <p>結婚費用に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶貸付金額 標準給与の月額6か月分まで (最高200万円) ▶婚姻の前後6か月以内に申し込みください。
<p>住宅</p> <p>住宅の購入、リフォーム費用に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶貸付金額 申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額まで (最高2000万円) ▶半年払償還(1月・7月)の併用を選ぶことができます。 ▶申し込みの際に、団体信用生命保険(*)に任意加入できます。 	<p>災害</p> <p>非常災害時に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶貸付金額 標準給与の月額6か月分まで (最高200万円) ▶災害発生日以後、6か月以内に申し込みください(激甚災害を除きます)。 	<p>医療</p> <p>5日間以上の入院に</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶貸付金額 標準給与の月額6か月分まで (最高120万円) ▶入院後6か月以内に申し込みください。

※団体信用生命保険 住宅貸付を借り受けている加入者が償還途中で死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金が貸付金残高の弁済に充当される制度です(任意加入)。

貸付共通事項

1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

*住宅貸付は、長期給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者

- 加入者の資格を喪失したときは、全額返済(即時償還)しなければなりません。
- 加入者貸付は在職中の加入者が対象となるため、任意継続加入者は申し込みの対象となりません。

2 貸付けの利率

変動金利 年2.26%(平成26年8月1日現在) *災害貸付は年2.00%

3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校法人等を経由して行ってください。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
(毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っていきます)
- 貸付金額、償還回数は私学共済ホームページをご覧ください。

4 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校法人等が給与等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。

詳しくは、
私学共済ホームページ
【福祉事業のご案内▶
貸付けを受ける】を
ご覧ください。



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

標準給与基礎届の提出はお済みですか

平成26年の「標準給与基礎届」の提出期限が過ぎてい
 ます。まだ提出していない場合は、至急提出をお願いし
 ます。 **【業務部 資格課】**

加入者証・加入者被扶養者証の回収と返納

加入者が資格喪失したときや被扶養者を取り消したと
 きは、必ず無効となった加入者証や加入者被扶養証を回
 収して、私学事業団に返納してください。

返納が確認できないときは、「加入者証等回収調査票」
 を所属していた学校法人等に送付しますので、回答をお
 願いします。 **【業務部 資格課】**

**貸付けの申し込み締め切り日に
 ご注意ください**

9月22日送金の申し込み締め切り日は**8月29日(金)**
 となります。締め切り日(毎月月末)が土・日・祝日の
 ときは繰り上がりますので、注意してください。

【福祉部 貸付課】

**平成26年度 都道府県事務委嘱者
 並びに事務担当者協議会を開催しました**

7月17日(木) 広島ガーデンパレスにおいて、文部科
 学省及び各都道府県私学主管課から出席をいただき、都
 道府県事務委嘱者並びに事務担当者協議会を開催しまし
 ました。

【平成26年度議題】

- (1) 私学事業団(共済事業)の現況及び事業計画の概要
 について
- (2) 都道府県補助金について
- (3) 事務委嘱規程について
- (4) 被用者年金制度の一元化について
- (5) 私学事業団(共済事業)からの業務連絡等について
- (6) その他 **【総務部 総務課】**

**特定健診結果と情報誌「QUPiO(クピオ)」
 を送付します**

学校法人等から提出の特定健診データに基づく健診結
 果を「QUPiO」という情報冊子にして送付します。特定
 保健指導の該当者には保健指導の利用券とガイドブック
 を同封していますので、加入者への配付をお願いします。

なお、「QUPiO」にはWeb版(パソコン・スマートフォン)
 も用意しています。冊子版最終ページに記載されている専
 用のログインID・パスワードでログインすれば健康情報を入
 手できますので、ぜひご利用ください。 **【福祉部 保健課】**

**加入者向広報「レター」9月号、
 「共済だより」第50号等の送付**

加入者向広報「レター」9月号等を8月下旬から学校
 法人等あてに送付します。送付部数は7月末現在の加入
 者数となりますので、不足の場合は広報班まで連絡して
 ください。

年金者向広報「共済だより」を1部、事務担当者用と
 して「レター」に同封します。なお、年金者あてには9
 月中旬に送付します。 **【広報相談センター 広報班】**

8月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 7月分定期償還期限
9日(土)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
23日(土)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金 7月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 9月22日送金申し込み締め切り

9月の共済業務スケジュール

2日(火)	掛金 7月分納期限 貸付 送金
6日(土)	貸付 8月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
12日(金)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

おかげさまで200号

私学事業団の広報誌としてご愛読いただいております「月報私学」は、平成10年1月の発刊以来、第200号を迎えることができました。

これもひとえに、私学関係者の皆様方のおかげと衷心より感謝申し上げます。

「月報私学」では、これからも魅力あふれる読みやすい記事となるよう心がけ、私学の皆様に役立つ情報の発信に努めて参ります。

今後とも皆様方のご支援を、よろしくお願い申し上げます。

企画室

委員の就退任のお知らせ

◆運営審議会

退任 佐藤 弘毅
(平成26年6月19日付)

新任 関口 修
(平成26年6月20日付)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成26年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」、及び後日送付します「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内（払込依頼書）」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、振り込みを行ってください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
特に9月は約定償還月にあたります。お忘れのないようお取り計らいください。

学校法人基礎調査（教育情報） 提出のお願い

学校法人基礎調査（教育情報）については、大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人を対象に実施しております。

提出締切は8月22日（金）です。

ご協力よろしくお願いいたします。

※「基礎調査票e-マネージャ」は、原則終日ご利用いただけます。ただし、月曜日が祝日となる場合は、土曜日の正午から火曜日の午前9時まで休止させていただきますのでご注意ください。

詳しくは、平成26年度学校法人基礎調査「操作マニュアル・入力要領」（教育情報調査【910】）をご参照ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7843・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

【融資部 融資課】

☎03(3230)7869～7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

「観光タクシー付宿泊プラン」(大阪巡り)



大阪城



四天王寺

1泊朝食 2名1室(1名様) 10,500円

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

- ・「なにわなんでも大阪検定」3級以上のドライバーが、ホテルから大阪の街を巡る観光タクシー(3時間)付きの宿泊プランです。

(例) 歴史味わいコース(適塾、大阪城、四天王寺、安居神社)

- ・コース内の駐車料金、施設入場料等は個人負担となります。
- ・2名1室からご予約を承ります。3名又は4名1室でご利用の場合はお問い合わせください。

- ★とくとく温泉プランもご好評いただいております。(1泊2食、温泉入浴券付、1名様 8,800円) 料金は税・サービス料込みです。



HOTEL, BANQUET& RESTAURANT

大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211

(JR「新大阪」駅北口から徒歩10分。地下鉄「新大阪」駅②号出入口から無料送迎バスを運行)
<http://www.hotelgp-osaka.com/>

融資事業のご案内

平成26年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成26年8月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.2	年% 0.7	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舍、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.3	0.8	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

26年度融資事業については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp